

広報

Ako City  
Public  
Relations

# あこ



2014

4

No.748

平成26年4月10日発行

赤穂観光マスコットキャラクター「陣たくん」

## トレックウォークで春を感じる

### ■今月の内容

- |                                  |                     |
|----------------------------------|---------------------|
| 02 赤穂市地区計画の区域における建築物の制限に関する条例を制定 | 08 後期高齢者医療制度保険料率を決定 |
| 03 コンビニ収納できる税目が増えます              | 09 国民健康保険税率等を改正     |
| 04 PM2.5の注意喚起                    | 14 人事異動             |
| 05 助成制度をご利用ください                  | 16 情報コーナー           |
| 06 健康ページ                         | 22 市民総合体育祭          |
|                                  | 23 ぐらしのカレンダー        |

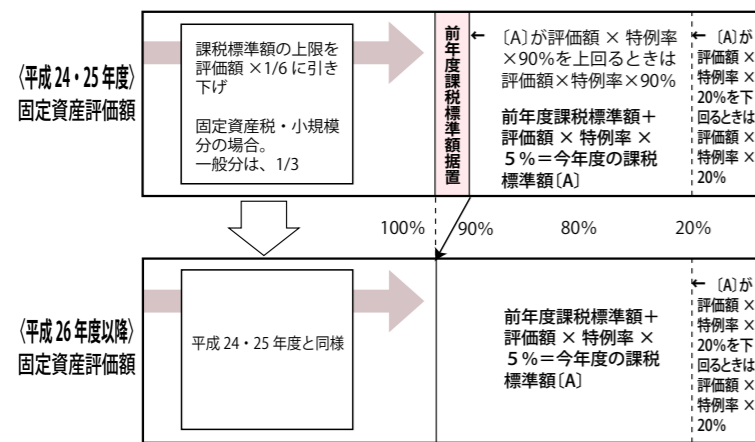
## 平成26年度 固定資産税・都市計画税のお知らせ

- 平成26年度固定資産・都市計画税納税通知書は、4月11日に発送します。
- 住宅用地の据置特例の廃止により、税額が増えている場合があります。

平成24・25年度は負担水準が90%～100%の土地については、前年度課税標準額を据え置いていましたが、平成26年度は据置特例が廃止されたことから、負担水準が90%～100%未満の土地は課税標準額が上昇しています。家屋の課税標準額は平成24年度評価替基準で据え置かれているため、平成26年度については、土地の課税標準額のみが上昇し、税額が増えている場合があります。

詳しくは、税務課固定資産税係まで問い合わせください。

### 住宅用地の負担イメージ



### 太陽光パネルの発電施設及び発電用地について

●太陽光パネル等の発電施設は原則、固定資産税(償却資産)の対象となります。

- 法人・個人事業主が設置の場合  
売電方法に関わらず、太陽光発電設備等は事業用の資産となりますので、償却資産の申告が必要です。(売電しない場合でも、申告が必要です。)
- 個人(住宅用)の場合  
10kW以上の発電量を全量売電する場合は売電事業となるため、償却資産の申告が必要です。

●太陽光発電施設用地について  
農地、山林及び市街化調整区域内の雑種地・原野に太陽光発電施設等を設置する場合は、固定資産税評価における地目変更等により評価額が上昇し、土地の納税額が増加する可能性があります。詳しくは固定資産税係へご相談ください。

●問い合わせ先 税務課 固定資産税係  
☎43・6804

### 尾崎地区 地区計画の対象区域



### 建築物の用途制限

| 一般住居地区<br>(1住居)  | 沿道複合住居地区<br>(1住居)               | 沿道住居専用地区<br>B (2中高) | 沿道住居専用地区<br>A (1中高) |
|--|---------------------------------|---------------------|---------------------|
| 以下の建築物等は建築できません。   |                                 |                     |                     |
| 1. 床面積が150㎡を超える店舗、飲食店、事務所等                                     | 1. 床面積が500㎡を超える店舗、飲食店等          |                     |                     |
| 2. ホテル又は旅館   | 2. ホテル又は旅館                      |                     |                     |
| 3. ポーリング場、水泳場等   | 3. ポーリング場、水泳場等                  |                     |                     |
| 4. 15mを超える畜舎   | 4. 15mを超える畜舎                    |                     |                     |
| 5. 自動車教習所  | 5. 危険物貯蔵、処理場                    |                     |                     |
| 6. 2階以上の自動車車庫(建築物に附属するものを除く)                                   | 6. 自動車教習所(現行法でも自動車教習所に建てられません。) |                     |                     |
| 7. 危険物貯蔵、処理場   |                                 |                     |                     |
| ただし、現に存する建築物の用途を変更しないものまたはその建築物に附属するものを建築する場合は、このかぎりでないものとします。 |                                 |                     |                     |

西播都市計画地区計画の決定「尾崎地区地区計画」  
赤穂市地区計画の区域における建築物の制限に関する条例を制定

尾崎地区では、住環境や防災性の向上の他、宅地利用を進めていくため、道路や公園などの公共施設の整備を行う住宅市街地総合整備事業を進めています。事業が進むに従い、幹線道路の整備などにより、安全性や利便性は改善されますが、地区の生活環境は大きく変化していくことが考えられます。そこで、これからも、安心して快適なまちなみを維持・保全し、緑豊かで魅力あふれる市街地を形成するため、建築物の用途制限などを行う地区計画の都市計画決定を行いました。

また、地区計画の決定とあわせ、区域内の建築物の確認申請を行う際の建築基準関係の規定として運用を図っていくため、建築物の制限に関する条例の制定も行いました。地区計画の区域内で建築物の建築などを行うときには、地区計画の内容に適合していない場合があります。行為に着手する30日前までに市への届出が必要となりますので詳しくは問い合わせください。

●問い合わせ先 都市整備課 ☎43・6828

## 平成26年度からコンビニ収納できる税目が増えます

平成26年度から、軽自動車税に加えて市県民税(個人住民税)、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税もコンビニエンスストア(以下「コンビニ」)で納められる「コンビニ収納」を開始します。

これにより、休日や早朝・夜間でも納付していただくことが可能になります。

### ●コンビニで収納できる市税等

- 市県民税(個人住民税)
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税
- 国民健康保険税

### ●コンビニで納付できない納付書

- 1件あたりの金額が30万円を超える納付書

- 金額を訂正した納付書
- バーコードが読めない納付書
- バーコードの印字がない納付書(再発行した納付書や分割納付書など)

### ●取り扱いコンビニ店舗

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、サークルK、サンクス、ミニストップ、ココストア、スリーエフ、コミュニティ・ストア、ポプラ、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト、エブリワン、RIC マート、セイコーマート、スーパー(北海道)、セーブオン、ハート・イン、KioX 設置店、MMK 設置店

●問い合わせ先 税務課 徴収係 ☎43・6805



- 赤穂東児童館(赤穂高校東側) ☎45・7115
- 加里屋児童館(やなぎ公園内) ☎43・2360
- 塩屋児童館(塩屋公民館隣接) ☎42・0455
- 坂越児童館(坂越隣保館内) ☎48・8624

- 開館時間 午前10時～午後5時
- 休館日 12月29日～1月3日

赤穂市では、安心して子どもを産み育てることができ、環境を整え、次の時代を担う子どもたちがぐさぐさに育つ社会づくりを進めるため、子育て支援対策の充実を重点施策の一つとして位置づけ、「赤穂子どもプラン」に基づき、市内で4館目となる赤穂東児童館を開館することとなりました。

児童館は、乳幼児親子から小学生、中学生、高校生までが利用できる地域の交流、活動の拠点です。遊戯室や図書室で自由に活動したり、楽しいイベントや親子ふれあい活動なども随時開催していますのでぜひご利用ください。

●問い合わせ先 子育て健康課 ☎43・6808

4月10日  
利用開始

## 赤穂東児童館が完成

子どもたちの健全な育成のために

# 助成制度をご利用ください

## 購入費の1/2(限度額4万円)を助成します 幼児2人同乗用 自転車購入費助成

子育て健康課 ☎43・6808

- **助成金額** 購入費の1/2(限度額40,000円)
- **対象者** ▷赤穂市に住所を有し、現に居住している人 ▷購入時において、幼児(6歳未満)を2人以上養育している人 ▷本人または同一の世帯の人が、幼児2人同乗用自転車の購入費に係る助成金の交付を受けていないこと。
- **対象となる自転車** 社団法人自転車協会の制定している「幼児2人同乗用自転車安全基準」に適合し、「幼児2人同乗用基準適合車BAAマーク」が添付されている自転車が助成金の対象となります。  
※中古品や転売品は対象となりません。
- **申請に必要なもの** ①交付申請書②領収書(申請者の氏名・購入品目の名称が明記されている原本)※購入品目と購入価格のみが記載されているレシートでは受付できません。③製造メーカーの保証書(型番、製造番号、保証期間、購入年月日並びに申請者の氏名、住所等が明記されており、購入店舗のわかるもの)
- **申請期間** 購入後1年以内の申請に限ります。

## 1子あたり5万円を助成します 出産費助成

子育て健康課 ☎43・6808

- **助成金額** 出産費用1子あたり50,000円
- **対象者** 出産(妊娠12週(85日)以降の死産を含む)の日までに市内に住所を有する母
- **助成を受けるには申請が必要です。**  
申請に必要なもの=印鑑、母名義の振込先通帳  
※死産の場合、死産届または火葬許可書の写し  
※出産から1年を経過した場合の申請は認められません。

## 《1次募集》 住宅リフォーム助成

産業観光課 ☎43・6838

- **応募期間** 4月3日(木)～21日(月)(当日消印有効)
- **申込方法** 往復はがきに①住所、②氏名(フリガナ)、③電話番号、④工事内容、⑤工事日程、⑥住宅の所有者を記入し、赤穂市建設経済部産業観光課宛(〒678-0292 赤穂市加里屋81番地)へ郵便で申し込みください。応募多数の場合は抽選となります。
- **対象となる工事** 工事経費が20万円(消費税を含む)以上で、住宅の補修・改良や利便性・防犯機能の向上を図るための設備改善、外構工事等。事前に審査がありますので、必ず交付決定を受けてから施工してください。※太陽光発電システムの設置や庭・植栽など居住建物に関係のない工事、単に建具・家電等の取り替えは対象となりません。他に同種の補助金等の交付を受けていないことが条件です。
- **助成割合及び上限** 工事経費(消費税を含む)の13%で、13万円(商品券)を限度。詳しくは市HPをご覧ください。か、産業観光課まで問い合わせください。
- **その他** 9月に2次募集を行う予定です。

## 住宅用太陽光発電 システム設置費補助

環境課 ☎43・6821

- **対象システム** 未使用の住宅用太陽光発電システムで、平成23年4月1日以降に電力会社と電力供給契約を締結したシステム。
- **対象者** 市内に住所を有し、所有もしくは居住する住宅に新たに対象システムを購入し、設置した人、または対象システムが設置された住宅(新築に限る)を購入した人。いずれも市税を完納されている人が対象。
- **補助金額** ▷市外施工業者の場合=1kWあたり3万円(上限12万円)▷市内施工業者の場合=1kWあたり4万円(上限16万円)  
※詳しくは市ホームページをご覧ください。か、環境課まで問い合わせください。

# PM2.5(微小粒子状物質)の注意喚起について

兵庫県において、広範囲の地域にわたってPM2.5(微小粒子状物質)による健康影響の可能性が懸念される場合に、参考情報として広く社会一般に注意を促すことを目的に、PM2.5に係る注意喚起を行っています。

### 注意喚起の発信基準

①午前5時～7時の1時間値の平均が1立方メートルあたり85マイクログラムを超えた場合(各地域内の全測定局の上記1時間値全てを平均して判断する。)

②午前5時～12時の1時間値の平均が1立方メートルあたり80マイクログラムを超えた場合(各地域内の全測定局の上記1時間値を測定局毎に平均し、その最大値で判断する。)

③①及び②の他、日中の濃度上昇や気象状況等により日平均値が1立方メートルあたり70マイクログラムを超えるおそれのある場合

### 地域区分

県下を6地域(神戸・阪神・播磨東部、播磨西部、但馬・丹波、淡路)に分けており、赤穂市は播磨西部に区分されています。

### 注意喚起の内容

当該地域において、1日平均値が1立方メートルあたり70マイクログラムを超える可能性があるため、不要不急の外出や、屋外での長時間の激しい運動をできるかぎり減らすこと、特に呼吸器系や循環器系疾患のある人、小児、高齢者などの高感受性者は、体調に応じてより慎重な行動を心がけることなどを呼びかけます。

### 注意喚起の発信の方法

「ひょうご防災ネット」及び「PM2.5総合サイト」のホームページと緊急情報メールにて情報発信しますので、メール配信サービスへの登録をお願いします。  
登録アドレスは以下のとおりです。

「ひょうご防災ネット」  
<http://bosai.net/>

「PM2.5総合サイト」  
<http://www.pref.hyogo.jp/jpn/apr/pm25/hainpnm25.html>

※「PM2.5総合サイト」ではQRコードによる登録が可能です。



### 情報の提供について

兵庫県内のPM2.5(微小粒子状物質)の測定状況は、ホームページの「兵庫の環境」及び「PM2.5総合サイト」で公開されています。

「兵庫の環境」HP  
<http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jpn/apr/>

topics/pm25/pm25index.html

「兵庫の環境」で検索し、「兵庫の環境」のページを開き、その右上の「兵庫県内の微小粒子状物質(PM2.5)の測定状況」をクリック  
「PM2.5総合サイト」HP  
<http://www.pref.hyogo.jp/jpn/apr/pm25/index.html>

「兵庫県ホームページを開き、画面中央赤枠内の「微小粒子状物質(PM2.5)に関する情報」をクリック。または「兵庫の環境」のページ右上の「PM2.5総合サイト」をクリック)

### 問い合わせ先

兵庫県農政環境部 環境管理局  
水大気課 大気環境係  
☎078・3622・3285  
環境影響評価室 審査情報係  
☎078・3622・9086  
赤穂市環境課  
☎43・6821

## 赤穂子ども エコクラブ メンバー募集

自然体験等をおして、環境に対する能力や考え方を身につける活動をしています。あなたも一緒に活動しませんか!

- **活動予定**
- ▷5月 発足式
- ▷6月 省エネとグリーンカーテン
- ▷7月 酸性雨調査
- ▷8月 施設見学
- ▷9月 省資源とリサイクル
- ▷11月 自然観察会
- ▷1月 地球温暖化について

△活動記録(壁新聞づくり)  
△発表会・修了式

※活動は該当月の第3日曜日を予定、集合場所への送迎は、保護者でお願いします。

● **募集** ▷対象 市内小学校4年生～6年生30人(1年間通して活動できる人。応募多数の場合は、調整する事もあります)▷申込期限 4月23日(水)

● **申込・問い合わせ先**  
環境課 ☎43・6821

## 子どもの予防接種

- **接種時期** 4月～平成27年3月
- **費用** 無料
- **申込方法** 事前に医療機関に電話等で、申し込みください。(なお、実施医療機関は健康カレンダー等でご確認ください。)
- **持参する物** 母子健康手帳、予診票(記入の上持参)  
※市外の医療機関での接種を希望される人は、市外医療機関への接種依頼書が必要となりますので、必ず事前に保健センター(☎43・9855)へご連絡ください。

### ● 予防接種の種類と接種対象年齢

| 予防接種名                        | 接種可能な年齢   | 接種回数  |  |    |
|------------------------------|---|---|--|----|
| H i b感染症                     | 生後2ヵ月齢以上5歳未満  | 1～4回  |  |    |
| 小児の肺炎球菌感染症                   | 生後2ヵ月齢以上5歳未満  |   |  |    |
| B C G                        | 生後5ヵ月から8ヵ月に至るまで   | 1回  |  |    |
| 4種混合<br>(ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風) | 1期初回  | 生後3ヵ月から7歳6ヵ月に至るまで   | 3回   |    |
|                              | 1期追加  | 生後3ヵ月から7歳6ヵ月に至るまで、初回接種完了後6ヵ月以上の間隔をおく  | 1回   |    |
| 3種混合(注1)<br>(ジフテリア・百日せき・破傷風) | 1期初回  | 生後3ヵ月から7歳6ヵ月に至るまで   | 3回   |    |
|                              | 1期追加  | 生後3ヵ月から7歳6ヵ月に至るまで、初回接種完了後6ヵ月以上の間隔をおく  | 1回   |    |
| 不活化ポリオ                       | 1期初回  | 生後3ヵ月から7歳6ヵ月に至るまで   | 3回   |    |
|                              | 1期追加  | 生後3ヵ月から7歳6ヵ月に至るまで、初回接種完了後6ヵ月以上の間隔をおく  | 1回   |    |
| 麻しん風しん混合<br>麻しん、風しん          | 1期  | 1歳から2歳に至るまで   | 1回   |    |
|                              | 2期  | 5歳以上7歳未満であって、小学校入学前の1年間(平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれの人)   | 1回   |    |
| 日本脳炎                         | 平成19年4月2日以降生まれの人  | 1期初回  | 生後6ヵ月から7歳6ヵ月に至るまで<br>*ただし、3歳以上から接種を始める方が望ましい | 2回 |
|                              |   | 1期追加  | 生後6ヵ月から7歳6ヵ月に至るまで<br>*ただし、3歳以上から接種を始める方が望ましい | 1回 |
|                              |   | 2期  | 9歳以上13歳未満                                    | 1回 |
|                              | 平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの人   | 日本脳炎1期・2期(1期・2期合わせて計4回)の接種が終わっていない人で左記の生年月日に該当する人は、20歳未満までの間、残りの回数の予防接種を無料で受けることができます。<br>これまで定期的な予防接種の年齢ではなかった7歳半～9歳未満、13歳以上20歳未満でも接種が可能です。<br>◎1期の予防接種が終わった人で、9歳以上の方は、2期の予防接種ができます。 |  |    |
| ジフテリア2期                      | 小学6年生   | 1回  |  |    |
| ヒトパピローマウイルス感染症               | 小学6年生(12歳相当)から高校1年生(17歳相当)の女子<br>*ただし、標準的な接種期間は、中学1年生(13歳相当)に相当する年齢の女子です。<br>*現在、接種についての積極的勧奨を差し控えています。(平成26年3月25日現在) | 3回  |  |    |

(注1) 3種混合…今後ワクチンの製造が行われなくなるため、接種が終わっていない人は、すみやかに接種をしましょう。

## 風しん予防接種費助成

風しんは、風しんウイルスの飛沫感染によって、例年、春先に流行し始めます。

妊婦が妊娠早期にかかること、先天性風しん症候群といわれる病気によって心臓病、白内障などの障がいを持つた児が生まれる可能性が高くなります。

● **対象者** これまで風しんにかかったことがなく(かかったことが不明な場合も含む)、予防接種(風しん単抗原ワクチンまたは麻しん風しん混合ワクチン)を接種したことがない人(接種の有無について不明な場合も含む)で次のアまたはイに該当する人

ア 19歳以上49歳以下の妊娠を予定している女性または妊娠を希望する女性

イ 妊婦の同居家族

● **対象となるワクチン** 風しん単抗原ワクチンまたは麻しん風しん混合ワクチン

● **助成費用** 7,000円(1人1回のみ)

ただし、接種費用が7,000円未満である場合は、その金額が助成の上限となります。

● **助成期間** 平成27年3月31日(火)まで

● **その他** ▽接種を希望する場合、

事前に保健センターで予防接種費用助成券発行の手続きが必要です。▽市外医療機関で予防接種を行った場合は、接種後2ヵ月以内に助成金の請求手続きを行ってください。

## 肺炎球菌予防接種費助成

● **対象者** 今までにこの助成を受けなかったが65歳以上の人

● **助成金額** 4,100円

● **助成回数** 1回

▽接種前に保健センターまたは各地区公民館で実施している地区別健康相談実施会場で予防接種費助成券の交付申請をしてください。(印鑑が必要です)

▽助成券を医療機関に提示して接種を受けてください。(実施医療機関は保健センターへ問い合わせください)

▽接種後、医療機関の窓口で接種費用から助成金額を差し引いた額をお支払いください。

※市外医療機関で予防接種を行った場合は、接種後2ヵ月以内に助成金の請求手続きを行ってください。



## 生活習慣病健診の申込は済みでしたか?

4月から行う生活習慣病健診の申し込み締め切りは3月31日まででしたが、引き続き受診希望の申し込みを受け付けています。

広報あこう3月号と一緒に配布の「生活習慣病健康診査のご案内」について「受診申込はがき」で至急申し込みをしてください。申込者には受診券を送付します。

なお、「生活習慣病健康診査のご案内」は保健センター(総合福祉会館1階)、市役所市民課、各地区公民館でも配布しています。

## 女性ががん検診無料クーポン券配布のお知らせ

女性ががん検診(子宮頸がん・乳がん検診)を無料で受診していただける無料クーポン券を特定年齢の人に対して配布を行います。(配布予定日、検診実施日は未定)

この無料クーポン券は市が実施する子宮頸がん検診、乳がん検診のみで使用できます。ご注意ください。(勤務先で受診する検診、人間ドックなどには使用できません。)  
なお無料クーポン券を配布する年齢は次のとおりです。

### ● 子宮がん検診

1. 平成25年度中に20歳・27歳・29歳・30歳になった女性

2. 平成25年度中に31歳～40歳で無料クーポン券を利用して検診を受診していない人

● **乳がん検診** 平成25年度中に40歳になった女性

### 4月から

### 4か月児健康診査の実施方法が変わります

これまで、「4か月児健康診査」を総合福祉会館において実施していましたが、平成26年4月から、医療機関において実施することとなりました。対象の人には事前に個別通知をします。

生後4ヵ月の頃は、乳児期の成長発達の節目にあたる大切な時期です。お子さまの健やかな成長のため、必ず検診を受診しましょう。

また、病気など期間内に受診できない場合は事前に保健センター(☎43・9855)へご連絡ください。



## 平成26年度から 税率等を改正 しました

この制度は、皆さんのご協力やご理解があっはじめて健全に運営される制度で、皆さんに納めていただいている保険税と国や県からの交付金、市からの繰入金などで運営されていますが、急速な高齢化の進展や医療技術の高度化などにより、医療費は増加傾向にあります。

このような状況の中、保険税については、課税限度額を被保険者間の保険税負担の公平確保の観点から国の法令で定められている平成23年度の水準まで引き上げることとし、医療分の所得割税率を0.05%引き

国民健康保険は、加入者の皆さんが病気やケガをされたとき、安心して医療を受けられるように、収入に応じてお金(保険税)を出し合い、必要な費用に充てる制度です。

下げることによって中・低所得者の負担軽減を図ります。また、低所得者の保険税軽減措置の対象を拡大するため、応益(均等割・平等割)保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準額を引き上げます。

今後とも、健康にご留意いただき、国保事業の健全な運営にご協力をお願いいたします。

☎医療介護課 国保医療係 43・6813  
税務課 市民税係 43・6803

### 1 課税限度額・税率の改正

| 区分    | 医療分   |         | 後期高齢者支援金等分 |         | 介護納付金分(40歳～64歳) |         |
|-------|-------|---------|------------|---------|-----------------|---------|
|       | 25年度  | 26年度改正後 | 25年度       | 26年度改正後 | 25年度            | 26年度改正後 |
| 課税限度額 | 50万円  | 51万円    | 13万円       | 14万円    | 10万円            | 12万円    |
| 所得割税率 | 6.65% | 6.60%   | 2.30%      | 改正なし    | 1.65%           | 改正なし    |

※均等割額・平均割額は、改正なし

### 2 低所得者の保険税軽減措置の拡充

① **5割軽減の拡大**…平成25年度までは二人世帯以上が対象でしたが、単身世帯も対象とするとともに、軽減対象となる所得基準額を引き上げます。

基準額：33万円+24.5万円×被保険者数 以下

② **2割軽減の拡大**…軽減対象となる所得基準額を引き上げます。

基準額：33万円+45万円×被保険者数 以下

☎医療介護課 国保医療係 43・6813

● **4月に高校生等になり、乳幼児等医療費助成制度の対象からはずれる人**で、母子家庭等医療費助成制度や重度障害者医療費助成制度の対象になる人は、医療費の助成を受けるためには受給資格の認定を受ける必要があります。

対象になると思われる人は、医療介護課国保医療係まで申請してください。

● **持参するもの** ▽保険証 ▽印鑑 ▽身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

● **対象となる人**  
 ① 重度障害者医療費受給者  
 ② 老人医療費受給者(65歳～69歳)  
 ③ 乳幼児等医療費受給者

※ただし、赤穂市国民健康保険に加入している人は除きます。

重度障害者医療や老人医療などの福祉医療を受けるには、医療保険の加入資格が必要です。市では、福祉医療の受給者を対象に医療保険加入資格の再確認を行います。

対象となる人には、4月中旬に回答書を郵送しますので、保険変更の有無にかかわらず、必要事項を記入の上、4月25日(金)までに医療介護課国保医療係へ提出してください。

なお、回答書が提出されない場合は、新しい受給者証の送付ができないこともありますので、ご注意ください。



国保医療だより

福祉医療保険資格の再確認を行います

## 平成26・27年度の 保険料率を決定 しました

後期高齢者医療制度の保険料を決める基準である保険料率(均等割額と所得割率)は、2年ごとに見直されます。

広域連合決算剰余金約39億円の全額活用と、兵庫県財政安定化基金から約34億円を取り崩し、合計約73億円を繰り入れることにより、一人当たり保険料額の上昇幅を833円(均等割額を1,600円、所得割率を0.56ポイント)、1.1%の伸び率の上昇に抑えています。

|      | 平成26・27年度 | 平成24・25年度 |
|------|-----------|-----------|
| 均等割額 | 47,603円   | 46,003円   |
| 所得割率 | 9.70%     | 9.14%     |

保険料の計算方法 個人ごとの保険料額は、7月中旬に保険料額決定通知書でお知らせします。

年間保険料額 = 均等割額 + 所得割額

一人当たりの年間保険料(上限57万円) = 47,603円 + (総所得金額等※-33万円) × 所得割率9.70%

※総所得金額等とは、収入額から控除額を引いた金額です(ここでいう控除額とは、公的年金等控除額・給与所得控除額・必要経費のことをいい、所得控除(社会保険料控除・扶養控除等)は含みません)。

年間の保険料は、一人ひとりが等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。保険料額(年額)の上限が55万円から57万円に変更となります。

## 所得の低い人の軽減

次の場合、平成25年中の所得に応じて平成26年度の保険料額が軽減されます。平成26年度から5割及び2割の軽減対象が拡大しました。

① **均等割額の軽減** 平成25年中の世帯(世帯主と世帯内の被保険者)の総所得金額等が次に当てはまる場合、均等割額が軽減されます。

|   |        |                 |
|---|--------|-----------------|
| 基礎控除額33万円以下で、かつ、被保険者全員の各所得が0円(年金所得は控除額を80万円として計算) | 9割軽減   | 均等割額 年額 4,760円  |
| 上記以外(基礎控除額33万円以下)                                 | 8.5割軽減 | 均等割額 年額 7,140円  |
| 33万円+24.5万円×被保険者数 以下                              | 5割軽減   | 均等割額 年額 23,801円 |
| 33万円+45万円×被保険者数 以下                                | 2割軽減   | 均等割額 年額 38,082円 |

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定されます。  
 注1) 本来は7割軽減ですが、軽減措置により平成26年度は8.5割軽減となります。

② **所得割額の軽減** 所得割額算定にかかる所得(総所得金額等-基礎控除額33万円)が、58万円以下の人(年金収入のみの方は211万円以下)→所得割額が5割軽減されます。

## 被扶養者だった人の軽減

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった人は、当分の間、所得割額はかからず、均等割額が5割軽減されます。さらに特例

として、平成26年度は均等割額が9割軽減され、年額4,760円となります。なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた人は対象にはなりません。

● **問い合わせ先**  
 ・医療介護課 国保医療係 43・6813(資格・給付に関すること)  
 ・税務課 市民税係 43・6803(保険料に関すること)  
 ・兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局 078・326・2021(コールセンター)



## 介護保険相談室

事業に関すること 医療介護課 ☎ 43・6947  
登録・活動に関すること 赤穂市社会福祉協議会 ☎ 42・1397

赤穂市介護支援ボランティアを随時募集しています～社会参加活動を通して、より元気にいきいきと～

### 赤穂市介護支援ボランティア・ポイント制度とは

高齢者がボランティア活動を行うことで、健康増進と介護予防を図るとともに、地域への貢献を支援し、社会参加の促進を図ることを目的とした制度です。

ボランティア登録を行った高齢者が、指定されたボランティア活動を行うと、受入機関からスタンプが付与されます。1年間で集めたスタンプ(ポイント)で、転換交付金(上限5,000円)の交付を受けることができます。介護支援ボランティア活動に参加してみませんか。

- 対象者 65歳以上の人(赤穂市介護保険第1号被保険者)のうち、要介護1～5の介護認定を受けていない人

- 登録申込先 赤穂市社会福祉協議会  
印鑑、介護保険被保険者証、ボランティア保険加入料500円をご持参ください。
- 対象となる活動 配膳下膳などの補助、施設内移動の見守り、話し相手、行事の手伝いなど
- 活動場所 特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、デイサービスなど
- 転換交付金 1時間の活動で1スタンプ(100ポイント)=100円  
※年度ごとの交付金の上限は5,000円  
※介護保険料に未納や滞納がある人は、交付を受けることができません
- その他 希望する活動や施設については、社会福祉協議会が相談を受け付けます。

### (特別)児童扶養手当額が変更されます

子育て健康課 ☎43・6808

(特別)児童扶養手当は、毎年の消費者物価指数の変動に応じて手当額を改正する物価スライド措置がとられていますが、この度平成25年の消費者物価指数(対前年比0.4%)が公表されました。

その結果、平成26年度の(特別)児童扶養手当額については、特例水準の段階的な解消に伴う減額(▲0.7%)※と、物価指数の上昇に伴う増額(0.4%)を合わせた0.3%が引き下げとなりました。

※「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成24年法律第99号)の施行により、平成12年から平成14年にかけて物価下落時に据え置き措置が採られた経緯から生じた特例水準(1.7%)を平成25年から平成27年までの3年間で解消することとなり、平成25年10月に▲0.7%、平成26年4月に▲0.7%、平成27年4月に▲0.3%を段階的に引き下げることになっています。

|              | 変更前(月額)(平成26年3月まで) | 変更後(月額)(平成26年4月から)         |
|--------------|--------------------|----------------------------|
| 特別児童扶養手当(1級) | 50,050円            | 49,900円(▲150円)             |
| 特別児童扶養手当(2級) | 33,330円            | 33,230円(▲100円)             |
| 児童扶養手当(全部支給) | 41,140円            | 41,020円(▲120円)             |
| 児童扶養手当(一部支給) | 41,130円～9,710円     | 41,010円～9,680円(▲120円～▲30円) |



## 国民年金

市民課 年金担当 ☎ 43・6820

平成26年度の年金額が0.7%引き下げられます

平成26年度の年金額は、特例水準解消のため、0.7%引き下げられることとなりました。この結果、平成26年度の国民年金額(年額)は次のようになります。

|              |                   |
|--------------|-------------------|
| ○老齢基礎年金      | 772,800円(△5,700円) |
| ○障害基礎年金(1級)  | 966,000円(△7,100円) |
| (2級)         | 772,800円(△5,700円) |
| ○遺族基礎年金(子1人) | 995,200円(△7,300円) |

### 春は異動のシーズンです。国民年金の手続も忘れずに

本人や配偶者の就職、転職、退職、結婚などにより生活のスタイルが変わった時は、国民年金の加入の種別が変わり、自身で変更等の手続が必要となる場合があります。

手続が漏れたり遅れたりすると、◎将来の老齢年金の受給額が減ってしまったり、◎万が一、病気やケガで障害が残ったときや、亡くなった場合に障害年金や遺族年金が受け取れなくなる場合もあります。

ライフスタイルが変わったら“年金の手続は必要かな？”と考えてみてください。よくわからないという人は、お気軽に市役所年金担当へ問い合せください。

#### ●国民年金に加入するとき、加入者の種別が変わったとき

| 事項                          | 国民年金の種別                       | 届出先      |
|-----------------------------|-------------------------------|----------|
| 20歳になったとき                   | 年金未加入者 → 第1号被保険者              | 市民課 年金担当 |
|                             | 厚生年金・共済年金加入者 → 第2号被保険者        | 勤務先      |
|                             | 厚生年金・共済年金加入者の被扶養配偶者 → 第3号被保険者 | 配偶者の勤務先  |
| 退職したとき                      | 第2号被保険者 → 第1号被保険者             | 市民課 年金担当 |
| 退職して厚生年金・共済年金加入者の被扶養配偶者となる時 | 第2号被保険者 → 第3号被保険者             | 配偶者の勤務先  |
| 配偶者が退職したとき                  | 第3号被保険者 → 第1号被保険者             | 市民課 年金担当 |
| 収入増により扶養をはずれたとき             |                               |          |
| 離婚したとき                      |                               |          |

- ・第1号被保険者…自営業者、学生等(20歳以上60歳未満の第2号・3号被保険者でない人)
- ・第2号被保険者…会社員・公務員等の厚生年金・共済年金加入者(70歳までの人)
- ・第3号被保険者…第2号被保険者の被扶養配偶者(20歳以上60歳未満の人)

### 学生納付特例の申請は済ませましたか？

学生が申請により保険料を後払いにできる制度を「学生納付特例制度」と言います。

24年度の学生納付特例の申請を忘れていた人も、4月より遡りの学生納付特例の申請が可能です。24・25年度の申請をしていない人で、納付が困難な人は、なるべく早く申請してください。

また、26年度分は4月以後に更新申請が必要ですが、今年の1月までに25年度分を申請し承認されている人には、更新申請の用紙が、日本年金機構から送付されます。(はがき形式)今年度も更新希望をされる人は、必ず提出(ポストへ投函)してください。

更新はがきが届かず、納付書が届いた人が納付特例を希望する時は、市役所年金担当で手続をしてください。

### 免除申請・納付猶予申請も2年遡って申請できます。

24年4月の免除申請は26年5月31日まで申請できます。免除申請を希望される人はなるべく早くご相談ください。

#### 平成26年度姫路年金事務所出張年金相談

- ◆日程 6月12日(木)、8月7日(木)  
10月9日(木)、12月25日(木)  
平成27年2月12日(木)
- ◆時間 午前10時～午後3時(要予約)
- ◆場所 市役所2階204会議室
- ◆申し込み先 市民課 年金担当 ☎43・6820

#### 平成26年度社会保険労務士による市年金相談

- ◆日程 5月15日(木)、7月17日(木)  
9月18日(木)、11月20日(木)  
平成27年1月15日(木)、3月19日(木)
- ◆時間 午後1時半～4時
- ◆場所 市役所2階201会議室



### 東日本大震災追悼行事 気仙沼名人の塩「3.11絆ラーメンを味わう集い」

「3.11絆ラーメンを味わう集い」が開催され、絆ラーメンの販売や豚汁の振る舞いなどが行われました。エンディングでは参加者が心を込めて「花は咲く」を熱唱しました。絆ラーメンの売上金と会場募金の103,746円は、気仙沼市階上観光協会へ寄付されました。(3/11 市役所市民広場)



坂越地区で昭和初期ごろまで行われていた提灯を灯して嫁入りをする結婚式が再現され、坂越在住の田中隆一さん、麻紗美さん夫妻が大勢の方々から祝福を受けながら本町通りを練り歩きました。(3/16 坂越本町通り)



### 海の環境を守るために アマモの移植環境体験

御崎小学校3年生が、自分たちで育てたアマモの苗を「赤穂海っ子倶楽部」の皆さんに手渡し、移植作業を見守りました。(3/5 赤穂大塚海岸)



### 絵本の読み聞かせグループ「ブックハート」 手作り影絵劇「たぬきの糸車」上演

城西小学校の保護者・OB9名による絵本の読み聞かせグループ「ブックハート」は、手作りの影絵劇に取り組み、全校児童に披露しました。(3/6 城西小学校)



### 家電、ランドセルカバーを贈呈 今年もありがとうございました

- 1 三菱電機(株)系統変電システム製作所赤穂工場は万寿園に空気清浄器、あしたば園に掃除機2台を寄贈してくださいました。(3/18 万寿園)
- 2 赤穂交通安全協会と赤穂自家用自動車協会は新小学1年生全員にランドセルカバーをプレゼントしてくださいました。(3/14 教育長室)



### 新たな旅立ち 大きな希望を胸に

- 市内の幼稚園や小・中学校で卒園・卒業式が行われました。
- 1 在校生や保護者から温かい拍手で送られた卒業生 (3/10 赤穂西中学校)
  - 2 園長先生から一人ひとりに修了証書が手渡された卒園児 (3/19 尾崎幼稚園)
  - 3 校長先生から卒業証書を受け取る卒業生
  - 4 6年間の小学校生活を締めくくった合唱 (3/20 尾崎小学校)

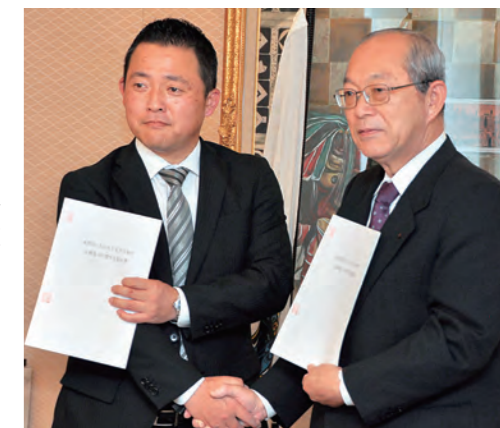


### 皆さまのご利用をお待ちしています ゆらのすけ「みどり団地ルート」出発式

みどり団地ルートを新設した市内循環バス「ゆらのすけ」の出発式に地域の方々が出席する中、豆田市長をはじめ永安議長、木村塩屋地区連合自治会長のあいさつに続きテープカットが行われました。「ゆらのすけ」は、従来のバス(青色)の他に、月曜日の東西ルートと水・金曜日の高野ルート・みどり団地ルートは、緑色の圏域バス(ていじゅうろう)も使用して運行しています。(3/5 塩屋西北集会所前)

### 兵庫県LPガス協会西播西支部赤穂地区会 災害時におけるLPガス等の支援協力に関する協定調印式

大規模災害が発生した場合、避難所などにLPガス等を供給していただくため、市は兵庫県LPガス協会西播西支部赤穂地区会と「災害時におけるLPガス等の支援協力に関する協定」を締結しました。(3/26 市長応接室)



### 有年地区まちづくり推進協議会 オリジナル絵はがきを作成

有年地区まちづくり推進協議会では、有年地区の魅力をPRしようと2種類のオリジナル絵はがきを作成しました。デザインは、有年出身のイラストレーター木波本陽子さんに依頼。絵はがきは、1枚50円で有年公民館、有年考古館、赤穂観光案内所、赤穂情報物産館にて販売しています。



# 人事異動

## 市職員の人事異動発令

4月1日付で次のとおり人事異動を発令しました。

### 平成26年度人事異動の特徴

- 執行体制の整備**▷市民病院第二期基本構想の早期実現を図るため、副院長を4人体制としました。▷赤穂すこやかセンター(仮称)整備事業を推進するため、保健センター所長に事務職員を配置しました。▷臨時福祉給付金交付事務の円滑化を図るため、社会福祉課に臨時福祉給付金担当課長を新設しました。▷養護老人ホーム廃止に伴う事務整理のため、社会福祉課に高齢者支援担当課長を新設しました。▷介護予防事業の充実を図るため、地域包括支援センターに専任所長を配置しました。
- 人事交流**▷市民病院第二期基本構想の早期実現を図るため、兵庫県職員を市民病院副院長として招致しました。▷東日本大震災被災自治体の復興支援のため、宮城県岩沼市へ事務職員1名を派遣しました。
- 女性職員の登用**▷参事昇格6人中女性1人、課長昇任11人中女性1人、係長昇任15人中女性5人を登用しました。

### ■部長職

市民病院副院長兼事務局長事務取扱兼介護老人保健施設事務長事務取扱(理事)〓中島明彦(新任)▼市民部長(理事)〓昇格)〓児嶋佳文(市民部長)▼健康福祉部長兼福祉事務所長(昇任)〓折原和彦(監査委員事務局長併せ選挙管理委員会書記長併せ公平委員会書記長・参事)▼建設経済部地域活性化推進担当部長〓前田尚志(議会事務局局長)▼議会事務局局長(昇任)〓作本正登(健康福祉部社会福祉課長・参事)▼上下水道部技術担当部長〓高田徳幸(上下水道部技術担当参事)▼会計管理者兼会計課長事務取扱(昇任)〓上崎秀和(総務部税務課長)

### ■課長職

総務部行政課長(参事)(昇格)〓磯家和幸(総務部行政課長)▼市民部美化センター所長(参事)(昇格)〓室井正弘(市民部美化センター所長)▼健康福祉部障害福祉サービス事業所担当課長兼さくら園管理者(参事)(昇格)〓尾崎雄三(健康福祉部養護老人ホーム担当課長兼養護老人ホームつつじ荘所長)▼建設経済部産業観光課長(参事)(昇格)〓永石一彦(建設経済部産業観光課長)▼農業委員会事務局局長(参事)〓吉田和文(建設経済部区画整理課長・参事)▼教育委員会こども育成課長(参事)(昇格)〓山本伊津子(教育委員会こども育成課長)▼上下水道部下水道課長(参事)(昇格)〓籠谷哲夫(上下水道部下水道課長兼工務係長事務取扱)▼総務部契約管財課長〓古津和也(建設経済部建設

### 木志子(御崎保育所主任保育士)

### ■幼稚園関係

尾崎幼稚園長〓中川尚子(御崎幼稚園長)▼御崎幼稚園長〓澗口五百子(原幼稚園長)▼原幼稚園長(昇任)〓橋本典子(高雄幼稚園教諭)〓市民病院関係 内科部長兼健診部長〓三上誠(新任)▼臨床検査技師長(昇任)〓田淵亨(副臨床検査技師長)▼循環器科医長〓三好達也(新任)▼看護師長(昇任)〓原美紀(主任看護師)▼看護師長(昇任)〓高木睦子(主任看護師)

### ■教職員の異動

赤穂小学校長〓西山由哲(赤穂小学校長)▼塩屋小学校長〓小山寛(坂越小学校長)▼赤穂西小学校長〓目木達也(御崎小学校長)▼尾崎小学校長(昇任)〓猪谷公一(尾崎小学校教頭)▼(城西小学校教頭)▼坂越小学校長(昇任)〓濱田朋枝(原小学校教頭)▼有年小学校長(昇任)〓谷本まゆ美(高雄小学校教頭)▼赤穂小学校教頭(昇任)〓森山明彦(赤穂小学校教諭)▼城西小学校教頭(昇任)〓前田達行(高雄小学校主幹教諭)▼尾崎小学

課長)▼総務部税務課長〓高見博之(農業委員会事務局局長)▼健康福祉部子育て健康課長(昇任)〓山野良樹(建設経済部産業観光課長)▼健康福祉部保健センター担当課長兼保健センター所長(昇任)〓山内光洋(総務部行政課長)▼健康福祉部社会福祉課長兼児童発達支援事業運営管理者〓松本久典(市民病院医療課長)▼健康福祉部臨時福祉給付金担当課長兼高齢者支援担当課長(昇任)〓香山徳晃(総務部人事課人事係長・主幹)▼健康福祉部地域包括支援センター担当課長兼地域包括支援センター所長(昇任)〓山本桂子(健康福祉部医療介護課地域包括支援センター担当係長兼地域包括支援センター所長代理)▼建設経済部建設課長

校教頭(昇任)〓山根一正(原小学校主幹教諭)▼坂越小学校教頭(昇任)〓北里浩士(坂越小学校主幹教諭)▼高雄小学校教頭(昇任)〓佐野陽二(有年小学校主幹教諭)▼原小学校教頭(昇任)〓古川光弘(佐用町)▼赤穂中学校教頭〓安井誠治(有年中学校教頭)▼有年中学校教頭〓大田俊也(赤穂中学校教頭)

### ■退職者

平成26年3月31日付 矢野善章(市民病院事務局長兼介護老人保健施設事務長)▼林直規(健康福祉部長兼福祉事務所長)▼古森智恵美(会計管理者兼会計課長事務取扱)▼安部徹(建設経済部地域活性化推進担当参事)▼清水利男(総務部契約管財課長)▼掃部毅(健康福祉部子育て健康課長)▼井上毅(教育委員会学校給食センター所長)▼井關尚子(教育委員会中央公民館長兼市民会館長)▼前田武弘(健康福祉部障害福祉サービス事業所担当課長兼さくら園管理者)▼木村圭祐(建設経済部都市整備課長)▼能美弘子(市民病院臨床検査技師長)▼柳田七栄(介護老人保健施設看護師長)▼小國佐栄子(赤穂保育所長)▼宮地涉子(尾崎幼稚園長)▼藤田靖美(教育委員会図書

## パブリックコメントを募集します

赤穂市では、安全で安心なまちづくりの推進と良好な生活環境の保全に寄与することを目的に、空き家等の適正な管理に関して必要な事項を定めるため、「赤穂市空き家等の適正管理に関する条例(仮称)」を制定することになりました。

つきましては、条例制定に向け、市民の皆様からご意見を募集します。

●赤穂市空き家等の適正管理に関する条例(案)の公表方法▷市のホームページに掲載▷市内各公民館(9カ所)で閲覧▷市民部市民対話課(市役所1階)で閲覧

●募集期間 4月15日(火)～5月15日(木)

●提出方法 条例(案)に対するご意見に住所、氏名、電話番号を記入の上、市民部市民対話課まで持参(土日、祝日を除く)、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で提出してください。(書式は自由、5月15日(木)必着)

●提出できる人▷市内に在住、在勤、在学の人▷市内に事務所や事業所等がある法人、団体等

●結果の公表 提出いただいたご意見の概要と検討結果については、市のホームページ等で公表します。(注)▷ご意見をいただいた方の住所、氏名、電話番号の公表はいたしません。▷ご意見に対する個別の回答はいたしません。▷内容が類似するご意見は、取りまとめて公表することがあります。

●提出・問い合わせ先 市民部 市民対話課 〒678-0292 (住所不要) ☎43・6818 FAX 43・6810 Eメール taiwa@city.ako.lg.jp

館長)▼那波英樹(消防本部新都市分署長)▼高平綾子(健康福祉部保健センター担当課長兼保健センター所長)▼横山厚子(塩屋保育所長)▼今井欣子(御崎保育所長)〓教職員の退職 平成26年3月31日付 尾上慶昌(赤穂小学校長)▼元岡明(塩屋小学校長)▼濱田学(尾崎小学校長)▼妹岡實(有年小学校長)▼鈴木良正(赤穂小学校教頭)▼黒川和恵(坂越小学校教頭)

## 赤穂市外部評価委員会委員を募集

●応募資格▷市内在住の20歳以上(平成26年4月1日現在)の人で、同日現在市職員、市議会議員、本市の他の公募委員でないこと▷平日の昼間に開催する会議に出席できること(6月～10月に5回程度開催)

●募集人数 2名

●委員の任期 平成28年5月31日まで(2年間)

●応募方法 次の書類を、持参、郵送、FAXまたはメールのいずれかの方法で提出してください。▷800字程度の作文「市民と行政の役割分担」について、ご自身が市政や地域活動に関わられた経験などを踏まえて作成してください。▷住所、氏名、年齢、職業、電話番号を記載した申込書(書式は自由)

●応募締切 5月12日(月)必着

●選考方法と発表 選考審査会による選考とし、結果は6月3日までに応募者全員に文書により通知します。

●応募・問い合わせ先 企画広報課 〒678-0292 (住所不要) ☎43・6867 FAX43・6822 メールアドレス kikaku@city.ako.lg.jp



老健あこが職員(正規職員)を募集します

職種等

| 職種  | 採用予定人員 | 応募資格                                      | 採用予定日     |
|-----|--------|---|-----------|
| 介護職 | 1名     | 昭和44年4月2日以降に生まれた人で介護福祉士として指定登録機関に登録されている人 | 平成26年5月以降 |

- 試験日時 5月10日(土) 午前9時～
  - 試験会場 老健あこが会議室
  - 試験内容 一般教養試験、作文、面接
  - 応募方法 指定の履歴書、登録証の写しを老健あこが事務課まで持参または郵送
    - ▷受付期間=3月25日(火)～5月7日(水) 土日・祝日を除く。郵送の場合は5月7日必着
    - ▷受付時間=午前8時20分～午後5時まで
- ☎老健あこが事務課 ☎42・1005

以上、中小企業3人以上  
▽法令等に定める公害の発生防止のため適正な措置がなされていること

- 工場設置奨励金 ▽支給額  
Ⅱ固定資産税(土地・建物・償却資産)相当額
- ※5年度間合計額8億円を限度(期間・限度額は平成29年3月末までの特例措置)
- 雇用奨励金 ▽支給額Ⅱ各年度の常用従業員の新規雇用者数×30万円(2年度間合計額3千万円を限度Ⅱ期間・限度額は平成29年3月末までの特例措置)
- 申請時期 工場建設着手30日前までに申請

●申込・問い合わせ先  
産業観光課 ☎43・6838

◎新規中高卒者等雇用奨励金  
市内に居住する新規中高卒者の雇用拡大と地元就職を支援するため、新規中高卒者を正規雇用した市内の事業主に對して、1人当たり12万円の奨励金を交付します。

●新規中高卒者とは 市内に居住する者で、平成26年3月に中学校または高等学校を卒業した者。

●対象となる事業主 次の要件をすべて満たす事業主が対象となります。

①市内に所在する事業所の

事業主 ②中学校または高等学校等、公共職業安定所の紹介により、新規中高卒者を平成26年4月30日までに常用雇用者として雇入れ、その後1年以上継続して雇用する見込みがあること。③雇用保険の適用事業所で、市税を完納していること。④平成25年度中の公共職業安定所における中高卒求人において、事業者の都合による内定や求人取り消しをしていないこと。

⑤平成26年度に事業者の都合により常用雇用者を解雇していないこと。

●申請の時期 新規中高卒者を6ヵ月雇用後30日以内  
(例)平成26年4月1日雇用の場合、平成26年10月1日～10月30日

●申込・問い合わせ先  
産業観光課 ☎43・6838

募集 赤穂市観光ボランティアガイド養成講座  
赤穂義士や忠臣蔵で有名な赤穂市へ観光にお越しいただいたお客様を、名所旧跡に案内して、赤穂義士や町並みを理解していただき、来てよかったと思えるようなおもてなしをして、自分も生きがいを感じる観光案内をしませんか。

日時(全4回)  
▽5月11日(日)Ⅱ講座「赤穂義士と歴史遺産」▽5月18日(日)Ⅱ講座「坂越の見どころについて」▽5月25日(日)Ⅱ現地説明会「赤穂地区」▽6月1日(日)Ⅱ現地説明会「坂越地区」いずれも午後1時30分～3時まで

●場所 赤穂情報物産館外

●対象 赤穂市民

●参加費 無料

●申込先 4月30日(水)までに赤穂観光協会 ☎42・2602まで。

募集 キンダースクール  
第1期(5～7月)参加者

●実施保育所 御崎・坂越・有年保育所

●対象 平成24年4月1日以前に生まれた児童と親(各30組)

●活動日時 月3回 午前10時～11時

●参加料 月額1,000円

●申込方法 申込用紙を4月24日(木)の午前10時30分までに希望する保育所に提出してください。

☎御崎保育所 ☎42・3338  
坂越保育所 ☎48・8458  
有年保育所 ☎49・2297  
こども育成課 ☎43・7065

催し 有年考古館企画展  
有年考古館では、次の企画展を同時開催します。皆さまぜひご覧ください。

●期間 4月25日(金)～6月2日(月)  
午前10時～午後4時  
※入館は午後3時30分まで

●休館日 火曜日

※火曜日が休日の場合は翌日

●内容 ▽企画展「新収蔵展2014 なかま入りの新資料」平成25年度に寄贈を受けた資料を展示します。

▽特別企画「没後40年 坂本武の足跡をたどる」赤穂市坂越生まれの俳優、坂本武の足跡をたどります。

●入館料 無料

☎有年考古館 ☎49・3488

催し 第44回 消費者のこころ  
日時 5月8日(木)  
午後2時10分(消費者協会定期総会終了後)～3時40分

●会場 文化会館小ホール

●内容 消費者啓発講演会  
▽演題Ⅱ「笑いと食事で健康な毎日を」▽講師Ⅱエコロジロー(笑呼路次郎)氏

☎消費者協会事務局(市民対話課内) ☎43・6818

催し 兵庫社会福祉事業団設立50周年記念 第37回赤穂精華園祭  
日時 5月11日(日)  
午前9時30分～午後2時30分(雨天決行)

●場所 赤穂精華園駐車場

●内容 ▽演芸等(権現やんちゃ太鼓・ふれあいコンサートほか) ▽バザーなど

☎赤穂精華園 総務課 ☎43・2091

催し 2014NHK大河ドラマ 特別展「軍師官兵衛」  
NHK大河ドラマ「軍師官兵衛」と連動した特別展を開催しています。国宝刀「庄切長谷部」をはじめとする黒田官兵衛ゆかりの品々や、同時代の歴史資料などを紹介し、官兵衛の人間像と彼が生きた時代を浮き彫りにします。

●期間 5月6日(火・休)まで  
▽休館日・月曜日(ただし4月28日、5月5日は開館)

●場所 兵庫県立博物館(姫路市本町68番地)

☎兵庫県立歴史博物館 ☎079・288・9011

お知れ 赤穂唐船サンビーチ 潮干狩場オープン  
期間 4月26日(土)～7月13日(日)  
入場料 ▽中学生以上Ⅱ

1,700円 ▽幼稚園・小学生Ⅱ700円  
※持ち帰り制限 指定袋一杯(約2kg)超過分1kgにつき1,500円

●潮位時刻表 観光案内所 市産業観光課等にありま  
す。市ホームページでも掲載しています。

☎赤穂唐船サンビーチ ☎42・2458

お知れ ご利用ください  
◎中小企業経営安定資金融資  
●対象 ▽市内に住所と事業所を有し、1年以上同一事業を引き続き営んでいる中小企業者 ▽市税を滞納していない人

●融資の条件 ▽融資額1,000万円以内

※使途別ごとに融資残高がある場合でも、融資限度額まで利用することができます。

●融資利率 年1・15%

●融資期間 ▽事業資金60ヵ月以内 ▽設備近代化資金72ヵ月以内

※保証協会の保証がすべて必要です。▽保証協会の保証料を市が2分の1負担します。▽要件に該当すればセーフティネット保証が利用できます。

市営・県営住宅 入居募集回数が年3回に増えます  
これまで年2回の入居者募集を行ってきましたが、平成26年度から5月、9月、1月の年3回行います。

また、県営住宅については、これまで単身での入居ができませんでしたが、平成26年度5月募集から条件を緩和し、一部の住宅で可能となります。(単身入居の申込条件があります)

申込方法や募集住宅等の詳細については、募集月の広報あこがまたは市ホームページをご覧ください。

●問い合わせ先  
市民課 住宅係 ☎43・7066

●申込先 赤穂商工会議所 ☎43・2727

☎産業観光課 ☎43・6838

◎中小企業経営安定資金利子補給金  
●対象 ▽中小企業経営安定資金融資で、100万円以上の設備資金(原則として乗用車は除く)の融資を受けた中小企業者 ▽市税を滞納していない人

●補給金の対象 ▽事業資金Ⅱ借入れた設備資金に係る利子相当額の3分の1

▽設備近代化資金Ⅱ大型店対策、中心市街地活性化対策として借入れる店舗の増改築に必要な設備資金に係る利子相当額の全額(条件がありますので、詳しくは問い合わせください。)

▽12月までに支払った利子相当額を翌年1月末までに関係書類を添えて申請してください。3月に支給します。

●申込・問い合わせ先  
産業観光課 ☎43・6838

◎工場立地促進条例に基づく奨励金制度  
工場の新設・増設を行う事業者に奨励金を支給します。

●対象 市内の準工業地域、工業地域、工業専用地域等に工場を設置する製造業または道路貨物運送業者で、以下の要件を満たす事業者  
▽投下固定資産総額Ⅱ大企業3億円以上、中小企業3千万円以上 ▽操業開始日までに赤穂市民を新たに1年以上常用従業員として雇用することⅡ大企業10人

憧れの大収納を低価格で!

あれもこれも、みんな収納できる。  
おまけにリビングも広く!  
ハイグレード住宅ですよ。

普通の家とは  
ココが違う!

リビング天井 3.8m

大型収納 (ハシゴなし)

中心蔵  
たっぷり収納の家

(有)結城建設  
〒678-0202  
赤穂市山手町7番地7  
TEL46-3011

広告

● **登録料** 年5,000円  
 ● **有効期間** 登録日の属する年度末まで

● **会員登録** 結婚を希望する独身の人で、原則として兵庫県内在住または在勤・在学の人

● **希望の会員**「募集希望の会員」募集  
 西播磨出合いサポートセンターでは、相談員が「はばタン会員」の間を仲介し、お見合いの機会を提供しています。  
 婚活中の皆さま、「はばタン会員」に登録し、将来のパートナーを探しませんか。

**お知らせ**  
**西播磨県民局たより**  
 西播磨出合いサポートセンター「はばタン会員（お見合い希望の会員）」募集

● **登録申請** 登録希望本人が登録必要書類を当所へ持参（代理人申請不可）  
 ● **必要書類** 各市町長が発行する「独身証明書」などが必要  
 ● **開所日** 火曜日、水曜日、金曜日、土曜日（祝日・年末年始は休み）  
 ● **開所時間** 午前9時～午後5時15分  
 ※来所の際、電話予約が必要  
 ◎西播磨出合いサポートセンター（上郡町光都2-23-1 光都プラザ西館2階）  
 ☎58・1311

**ハーモニーインフォメーション**  
 HARMONY INFORMATION

**トロンボーンフェスティバル2014** 好評発売中  
**4月19日(土) 14:00開演** 小ホール 全席自由  
 入場料：一般1,000円 大学生以下500円 小学生以下無料(要整理券) ※友の会2割引

**チャイコフスキー国際コンクール優勝(チェロ部門) ナサニエル・ローゼン (Vc) & 落合敦 (P) デュオコンサート** 好評発売中  
**6月8日(日) 14:00開演** 小ホール 全席自由  
 入場料：(前売)一般2,000円、ペア3,600円 ※友の会1割引(当日)2,500円(友の会割引及びペア券はなし)

**松竹大歌舞伎** 市川亀治郎改め四代目市川猿之助 襲名披露 好評発売中  
**6月25日(水) 13:30開演** 大ホール 全席指定  
 出演：市川猿之助、市川中車、市川右近、片岡秀太郎 ほか  
 演目：太閤三番叟、襲名披露口上、一本刀土俵入  
 入場料：一等席6,000円、二等席5,000円、高校生以下1,000円(二等席限定) ※友の会2割引  
 ※一等席は完売しました。

**おもしろミュージックスクール Vol. 17** 4月発売予定!  
**「世界はひとつ 音楽はともだち」**  
**6月30日(月) 13:00開演** 大ホール 全席自由※小学生指定ブロックあり  
 入場料：一般1,000円(友の会800円)

**木津川計の一人語り劇場「王将」** 4月発売予定!  
**9月7日(日) 14:00開演** 小ホール 全席自由  
 入場料：前売：一般1,500円(友の会1,200円) 当日：1,800円(友の会割引なし)

☆赤穂市文化会館ハーモニーホールのホームページが4月よりリニューアルしました！  
 それに伴い、ホームページアドレス及びメールアドレスが下記のとおり変更となります。  
 <新ホームページアドレス> <http://www.ako-harmony.jp/>  
 <新メールアドレス>ホームページの問い合わせフォームをご利用ください。

**赤穂市文化会館 ハーモニーホール** ☎43・5111  
 チケット予約専用 ☎43・5144 ☎43・5950  
 ホームページアドレス <http://www.ako-harmony.jp/>

● **登録申請** 登録希望本人が登録必要書類を当所へ持参（代理人申請不可）  
 ● **必要書類** 各市町長が発行する「独身証明書」などが必要  
 ● **開所日** 火曜日、水曜日、金曜日、土曜日（祝日・年末年始は休み）  
 ● **開所時間** 午前9時～午後5時15分  
 ※来所の際、電話予約が必要  
 ◎西播磨出合いサポートセンター（上郡町光都2-23-1 光都プラザ西館2階）  
 ☎58・1311

**西播磨県民局組織再編のお知らせ**  
 効果的・効率的な県民サービスを提供するため、4月1日に西播磨県民局組織の一部を再編しました。

● **西播磨県民局組織再編内容**(変更組織のみを記載しています)

| 旧組織名(～H26. 3)                             | 新組織名(H26. 4～)                            |
|---|--|
| 県民室<br>元気づくり参事<br>中播磨県民局環境課<br>(環境学習業務除く) | ⇒ 県民交流室<br>所在地 = 上郡町光都 2-25 西播磨総合庁舎      |
| 光都農林水産振興事務所水産漁港課                          | ⇒ 姫路農林水産振興事務所<br>所在地 = 姫路市北条 1-98 姫路総合庁舎 |
| 光都土木事務所<br>まちづくり建築課                       | ⇒ 姫路土木事務所<br>所在地 = 姫路市北条 1-98 姫路総合庁舎     |

※再編に伴い、光都農林水産振興事務所は光都農林振興事務所に名称変更します。

◎西播磨県民局 総務企画室 ☎58・2104 FAX 58・2161

努力をしたらよいか、ということについて考える機会でもあります。

**祝日開館のお知らせ**  
 4、5月の祝日(休日)開館日は、  
 4月29日(火・昭和の日)、  
 5月3日(土・憲法記念日)、  
 5月4日(日・みどりの日)、  
 5月5日(月・こどもの日)、  
 5月6日(火・振替休日)です。  
 ぜひご利用ください。  
 ただし、5月7日(水)は振替休日となります。

◎図書館 ☎43・0275

● **登録申請** 登録希望本人が登録必要書類を当所へ持参（代理人申請不可）  
 ● **必要書類** 各市町長が発行する「独身証明書」などが必要  
 ● **開所日** 火曜日、水曜日、金曜日、土曜日（祝日・年末年始は休み）  
 ● **開所時間** 午前9時～午後5時15分  
 ※来所の際、電話予約が必要  
 ◎西播磨出合いサポートセンター（上郡町光都2-23-1 光都プラザ西館2階）  
 ☎58・1311

**募集**  
**赤穂市立さくら園**  
**利用者**  
 ● **利用対象者** 18歳以上の障がいのある人(主に知的障がい者)  
 ● **利用できるサービス** ▽就労移行支援 ▽一般就労を希望される方に対して、就労に向けた訓練を実施すると共に、就労の斡旋及び職場実習を期間内に支援します。  
 ▽就労継続支援B型 ▽一般就労が困難な人に対して働く場を提供し、生産活動やその他の活動を通じて知識及び能力が向上するよう支援します。

● **募集人数**  
 ▽就労移行支援 ▽5名  
 ▽就労継続支援B型 ▽6名(4月1日現在)

● **募集時期** 随時募集しています。

● **有効期限** 8月1日～12月31日  
 ※平成27年1月から新制度への移行のため、新制度施行

**お知らせ**  
**小児慢性特定疾患医療受給者証更新申請手続き**  
 8月以降も引き続き小児慢性特定疾患医療受給者証の交付を希望する人は、次のおり更新手続きをお願いします。  
 ● **受付期間** 5月1日(木)～6月30日(月) 土日、祝日は除く  
 ● **有効期限** 8月1日～12月31日  
 ※平成27年1月から新制度への移行のため、新制度施行

**お知らせ**  
**赤穂市シルバー人材センター**  
**お仕事承ります**  
 ▽草抜き・草刈り ▽不用品の処分 ▽大工・左官仕事等 ※臨時で短期的な仕事請負います。お気軽にご相談ください。

● **会員募集** 市内在住の男性60歳、女性58歳以上で会員になりたい人は、入会説明会にご出席ください。

● **5月の入会説明会**  
 ・日時 5月12日(月) 午後1時30分  
 ・場所 センター事務所  
 ◎赤穂市シルバー人材センター ☎43・7200 <http://www.ako-sjc.jp/>

● **試験日** 6月15日(日)  
**平成26年度第1回 危険物取扱者試験**

**お知らせ**  
**図書館たより**  
 ● **こどもの読書週間**  
 4月23日(水)～5月12日(月)「今年の標語」  
 ～いつもうっしょよ、本といっしょ～  
 「こどもの読書週間」はこどもたちに、よい本やよい雑誌に親しむことをすすめ、読書の楽しみや喜びを知らせ、正しい読書習慣を身につけさせる好機です。同時に大人にとっては、こどもの読書がいかにか大切なことか、よい本や雑誌を与えるためにはどうい

◎消防本部 予防課 危険物係 ☎43・6882  
 上郡消防署 庶務予防係 ☎52・5119  
 新都市分署 庶務予防係 ☎58・0119

**水道料金・下水道使用料等の消費税率が変わります**  
 平成26年4月1日より消費税率が8%に引き上げられることに伴い、3月31日以前よりご使用の方は6月検針分以降の水道料金及び下水道使用料(または排水処理施設使用料)から消費税率が8%に変わります。ただし、4月1日以降に開栓した水道料金等については、4月・5月検針分であっても消費税率は8%が適用になります。ご理解ご協力のほどよろしくお祈いします。

◎上下水道部 総務課 ☎43・1272

(平成27年1月1日)以降の受給者証の交付に關しては改めて申請いただく必要はありません。詳細が決定次第案内します。

● **必要書類** 対象者の人には申請書等を郵送しますが、5月上旬までに届かない場合は当所にご連絡ください。

● **申請受付・問い合わせ先**  
 赤穂健康福祉事務所 地域保健課 ☎43・2938

● **試験場所** 兵庫県立大学姫路工学キャンパス  
 ● **試験の種類** 甲種、乙種全類、丙種  
 ● **願書受付** 4月21日(月)～5月2日(金) ▽消防試験  
 研究センター兵庫県支部へ郵送または持参 ※電子申請は期間が異なります。  
 ● **願書の配布** 4月7日(月)から、消防本部・上郡消防署・新都市分署で配布

広告

～地球のためにできること～

廃棄物・ごみに関するお悩みは、是非当社にご相談下さい。

**株式会社 横山サポートテック**  
<http://www.yst21.co.jp>  
 〒678-0232 兵庫県赤穂市中広1370番地1  
**TEL:(0791)43-5328**

広告

**弁護士 山崎喜代志法律事務所**

● 民事全般・交通事故・家事(離婚・男女間トラブル) ● 相続(遺言・遺産分割)・不動産(借地借家・境界) ● 債務整理(破産・任意整理)・労働問題 ● 刑事全般(弁護・告訴・告発)・消費者問題 ● その他・人生相談

法を味方にするために、お手伝いします。

姫路市北条宮の町287-6 島根ビル5階 TEL.079-223-1772  
 土日祝日、早朝及び赤穂市内での相談も可能です。(要予約) <http://www.yamasaki-lawoffice.jp/>

広告

**消火器の使用期限は製造年から10年に変更されました**

**悪徳業者による消火器の処分・点検にはご注意ください!!**

**不要消火器の処分費 1,000円～**

**(株)播州商会**  
 赤穂市上飯屋南4-21 ☎42・4032 FAX42・4000

あなたの資産運用のパートナー

こんにちは  
**このまちの証券会社です**

金融商品取引業者番号：近畿財務局長(金商)第1号  
 加入協会：日本証券業協会

**相生証券** ☎0791-42-0456  
<http://www.aidai-sbc.com/> AMBSD～PMESD

広告

〈収入の部〉 265,111千円 (単位：千円)

| 区分         | 金額      | 内容   |
|------------|---------|--|
| 会費収入       | 920     | 0.3% 個人・法人からの賛助会費                                  |
| 寄附金収入      | 3,800   | 1.4% 善意銀行への預託金                                     |
| 経常経費補助金収入  | 24,655  | 9.3% 市からの補助金(人件費、事業費補助)                            |
| 助成金収入      | 1,040   | 0.4% 県社協からの助成金                                     |
| 受託金収入      | 21,709  | 8.2% 市、県社協からの受託金(総合福祉会館受託収入外)                      |
| 事業収入       | 1,121   | 0.4% 利用者・参加者からの事業参加費                               |
| 共同募金配分金収入  | 20,645  | 7.8% 共同募金、歳末たすけあい募金配分金                             |
| 負担金収入      | 2,193   | 0.8% サービス利用者からの負担金                                 |
| 介護保険収入     | 129,274 | 48.8% 訪問介護事業・訪問入浴介護事業・居宅介護支援事業・通所介護事業の介護報酬及び利用者負担金 |
| 自立支援収入     | 42,018  | 15.9% 障がい者(児)へのホームヘルパーの派遣による介護報酬、利用者負担金            |
| 受取利息配当金収入  | 1,135   | 0.4% 預金利息  |
| 会計単位間繰入金収入 | 1,500   | 0.6% 貸衣裳事業からの繰入金                                   |
| 経理区分間繰入金収入 | 14,958  | 5.6% 経理区分間繰入金                                      |
| その他        | 143     | 0.1%   |
| 合計         | 265,111 | 100.0%   |

〈支出の部〉 262,940千円 (単位：千円)

| 区分             | 金額      | 内容   |
|----------------|---------|--|
| 法人運営事業         | 47,073  | 17.9% 理事会・評議員会の開催、機関紙発行、福祉のつどい、市民福祉講座、総合福祉会館の管理費、事務局職員人件費等 |
| 福祉活動推進事業       | 16,051  | 6.1% 給食サービス事業、移送サービス事業、敬老事業、おもちゃライブラリー、心身障がい者(児)激励事業等      |
| 共同募金配分金事業      | 20,645  | 7.9% 小地域福祉推進事業、ふれあい・いきいきサロン支援、パートナーサービスモデル事業、三世交流もちつき大会等   |
| 福祉サービス利用援助事業   | 2,065   | 0.8% 在宅で生活されている判断能力に不安のある高齢者等への福祉サービス利用援助事業                |
| ボランティアセンター活動事業 | 3,477   | 1.3% ボランティアセンター運営事業、ボランティア養成事業、フクシふれあいまつり、災害ボランティアセンター等    |
| 心配ごと相談事業       | 770     | 0.3% 心配ごと相談所の開設  |
| 善意銀行事業         | 3,835   | 1.5% 一般払出金(善意の日記念払出、被保護世帯等激励事業)等                           |
| 資金貸付事業         | 874     | 0.3% 低所得者等を対象に生活福祉資金貸付、友愛基金貸付                              |
| 居宅介護等事業        | 128,530 | 48.9% 訪問介護事業、訪問入浴介護事業、居宅介護支援事業、通所介護事業                      |
| 自立支援事業         | 39,620  | 15.0% 障がい者(児)へのホームヘルプ事業                                    |
| 合計             | 262,940 | 100.0%   |

賛助会費 ありがとうございます(敬称略)

【個人】 匿名 1件 【法人】 てんとうむし

福祉の拠点をみんなで支えてください。

・一般会員 1口 500円・賛助会員 1口 2,000円・法人会員 1口 5,000円

心配ごと相談所のご案内

(4月16日～5月14日まで)

【一般相談】

4月23日(水)、4月30日(水)

5月7日(水)、5月14日(水)

【弁護士相談】(要予約)

4月16日(水)

【カウンセラーによるこころの相談】(要予約)

4月23日(水)、5月7日(水)

※時間はいずれも午後1時～5時までです。

※費用は無料です。相談のご予約・お問い合わせは社協まで。

あなたのやさしさを善意の窓口へ

善意銀行だより

あたたかい善意をありがとうございました

預託状況(3月1日～3月31日受付分)

| 住所             | 預託者 | 金額      | 預託内容       |
|----------------|-----|---------|------------|
| 清水町 匿名         | 名   | 3,000   | 車椅子借用御礼    |
| 加里屋 匿名         | 名   | 3,000   | 車椅子借用御礼    |
| 農神町 中司 高生      |     | 50,000  | 亡母(芳子)満中陰志 |
| 松原町 網本 幸正      |     | 100,000 | 亡父(芳一)満中陰志 |
| 北野中 木津 章       |     | 50,000  | 亡父(章正)満中陰志 |
| 上郡町 三上 芳範      |     | 12,000  | 福祉のために     |
| 朝日町 東中3年3組生徒一同 |     | 485     | 卒業に感謝      |
| 新田 関西福祉大学演劇部   |     | 27,825  | 地域福祉のために   |
| 匿名             | 名   | 3,300   | みんなに感謝     |

◎善意銀行受付窓口・・・赤穂市社会福祉協議会◎

社協だより

編集：社会福祉法人  
赤穂市社会福祉協議会  
(ボランティアセンター)  
赤穂市中広267  
(赤穂市総合福祉会館内)  
TEL 42・1397  
FAX 45・2444  
http://ako-shakyo.jp/

平成26年度事業計画・予算

去る3月25日の理事会、27日の評議員会で審議・議決されました。  
人口減少社会を迎え、高齢単身世帯の増加や少子化の進行、「無縁社会」と呼ばれる社会状況下やさらに厳しい経済雇用情勢の中で、非正規雇用の増加や所得の減少などにより、様々な生活課題が複雑に絡み深刻化し、暮らしや生活の不安が広がっています。  
そうした地域の生活課題が多様化・潜在化する中で、社会福祉協議会では課題解決を進めるために、下記の事業に地域の皆さんと一緒に取り組んでいきます。

- ◎重点事項
- ① 地域福祉推進計画の推進
  - ② 社会福祉協議会の体制強化
  - ③ 福祉への関心の向上
  - ④ 地域福祉の充実強化
  - ⑤ 在宅福祉サービスの積極的な展開
  - ⑥ 相談支援機能の充実
  - ⑦ ボランティア活動及び福祉教育の積極的な推進
  - ⑧ 総合福祉会館運営事業の円滑な推進
  - ⑨ 介護保険事業等の安定した経営体制の確立



◎重点目標  
「支えあい助けあう  
こころつながる  
やさしいまちあいう」



- ◎新規・拡充事業
- ・ 地域での交流の場づくりとしての「ふれあいいきいきサロン」の拡大
  - ・ 地域で住民相互が助けあえる仕組みづくりを進めるための「パートナーサービスモデル事業」による、積極的なネットワークの構築
  - ・ 新たな世代間交流事業を募集し、助成を行う「三世交流もちつき大会」と友愛訪問事業の対象者の見直し
  - ・ 未婚の男女の出会いの場を提供する「出会いの広場事業」の拡充

スペースの都合上、紹介した事業は一部です。  
事業計画の詳しい内容はホームページまたは、社協事務所の窓口にて閲覧いただけます。



- ・ 生活困窮者の生活課題の対策を図るために緊急的支援物資の提供を行う「生活困窮者支援事業」の立ち上げ
- ・ ボランティア活動に関する理解と関心を深めるための「ボランティア情報誌」の発行
- ・ 「災害ボランティア養成講座」の実施による災害ボランティア登録の推進

# くらしのカレンダー

健康・相談 4/10～5/17

| 4月   |   |
|------|---|
| 10 木 | ●年金出張相談(要予約) 10:00～15:00 市<br>●子育て相談(子育て学習センター) 13:30～16:00 会   |
| 11 金 | ●栄養相談(要予約) 9:30～11:30 健康<br>●子育て応援隊さろん 13:30～15:00 保セ   |
| 12 土 | ●行政書士・司法書士・土地家屋調査士無料相談 会<br>10:00～12:00 市民対話課 ☎43・6818  |
| 13 日 | 当番医 藤野内科クリニック ☎42・1077<br>9:00～17:00  |
| 14 月 | ●人権相談 10:00～12:00 市   |
| 15 火 | ●保育所子育て電話相談 10:00～16:00<br>●楽しく健康教室 13:30～15:30 福   |
| 16 水 | ●女性問題専門相談(要予約) 13:00～16:00 会<br>●市民対話課 ☎43・6818<br>●心配ごと相談(弁護士・要予約) 13:00～17:00 福<br>●エイズ・肝炎相談(前日までに要予約) 13:20～ 健康<br>●1歳6か月児健診(H24.9生) 13:30～14:30 受付 保セ |
| 17 木 |   |
| 18 金 |   |
| 19 土 | ●司法書士による法律相談 9:30～12:00 会<br>●市民対話課 ☎43・6818  |
| 20 日 | 当番医 中村内科医院 ☎46・0012<br>9:00～17:00<br>●生活習慣病健診 福   |
| 21 月 | ●生活習慣病健診 福  |
| 22 火 | ●健康相談 9:00～11:00 福<br>●行政相談(相談委員) 10:00～12:00 市<br>●保育所子育て電話相談 10:00～16:00  |
| 23 水 | ●心配ごと相談・こころの相談(要予約) 13:00～17:00 福<br>●法律相談(要予約) 13:30～16:30 市   |
| 24 木 |   |
| 25 金 |   |
| 26 土 |   |
| 27 日 | 当番医 きむろクリニック ☎45・7355<br>9:00～17:00   |
| 28 月 | ●生活習慣病健診 坂越公民館  |
| 29 火 | 当番医 シオヤ外科胃腸科医院 ☎43・4712<br>9:00～17:00   |
| 30 水 | ●生活習慣病健診 坂越公民館<br>●心配ごと相談 13:00～17:00 福   |

| 5月   |  |
|------|--|
| 1 木  |  |
| 2 金  | ●健康相談 9:00～11:00 福<br>●人権相談 13:00～16:00 市  |
| 3 土  | 当番医 せの内科クリニック ☎56・5115<br>9:00～17:00   |
| 4 日  | 当番医 渡辺内科小児科医院 ☎42・3884<br>9:00～17:00   |
| 5 月  | 当番医 黒田医院 ☎43・5210<br>9:00～17:00  |
| 6 火  | 当番医 石川整形外科医院 ☎45・1717<br>9:00～17:00  |
| 7 水  | ●農地相談 10:00～11:30 市<br>●心配ごと相談・こころの相談(要予約) 13:00～17:00 福<br>●エイズ・肝炎相談(前日までに要予約) 13:20～ 健康<br>●3歳児健診(H22.11生) 13:30～14:30 受付 保セ |
| 8 木  | ●子育て相談(子育て学習センター) 13:30～16:00 会<br>●生活習慣病健診 福浦コミセン   |
| 9 金  | ●生活習慣病健診 赤穂西公民館<br>●栄養相談(要予約) 9:30～11:30 健康  |
| 10 土 | ●行政書士・司法書士・土地家屋調査士無料相談 会<br>10:00～12:00 市民対話課 ☎43・6818   |
| 11 日 | 当番医 渡辺内科小児科医院 ☎42・3884<br>9:00～17:00   |
| 12 月 | ●こころのケア相談(要予約) 14:00～15:00 健康  |
| 13 火 | ●楽しく健康教室 13:30～15:30 福<br>●保育所子育て電話相談 10:00～16:00  |
| 14 水 | ●心配ごと相談 13:00～17:00 福<br>●2歳児歯科健診(H23.9.H23.10生) 13:30～14:30 受付 保セ<br>●法律相談(要予約) 13:30～16:30 市                                 |
| 15 木 | ●国民年金相談 13:30～16:00 市<br>●生活習慣病健診 福  |
| 16 金 | ●生活習慣病健診 福   |
| 17 土 | ●司法書士による法律相談 9:30～12:00 会<br>●市民対話課 ☎43・6818   |

### 問い合わせ先

市 市役所(代表) ☎43・3201 会 市民会館 ☎43・7450  
 福 総合福祉会館 ☎42・1397 地七 地域活動支援センター ☎48・1615  
 保セ 保健センター ☎43・9855 健康 赤穂健康福祉事務所 ☎43・2321

保育所子育て 赤穂☎42・3368 塩屋☎42・0323 尾崎☎42・2297  
 電話相談 御崎☎42・3338 坂越☎48・8458 有年☎49・2297  
 子育て相談(子育て学習センター) ☎45・3290  
 青少年育成相談 青少年育成センター(随時) ☎43・7831  
 フリーダイヤル 0120・783・115

消費生活センター(市民対話課内)(随時) ☎43・7067(相談専用)  
 女性問題電話相談 女性交流センター(火～金 13:00～16:00祝日除く) ☎43・7800  
 市民生活無料法律相談 市民対話課 予約☎43・6818  
 心配ごと相談 こころの相談 社会福祉協議会 予約☎42・1397  
 犬・ねこの引取り問い合わせ 動物愛護センター龍野支所 ☎0791・63・5146

### 人口の動き(2月) 住民基本台帳登録者人口

|     |                |
|-----|----------------|
| 世帯数 | 20,200戸 (+ 4)  |
| 人口  | 50,244人 (- 34) |
| 男   | 24,301人 (- 28) |
| 女   | 25,943人 (- 6)  |

( )内は前月比

### ◎2月中の異動

|    |           |      |            |
|----|-----------|------|------------|
| 出生 | 28人(- 1)  | 転出   | 101人(+ 32) |
| 死亡 | 34人(- 18) | その他増 | 1人(± 0)    |
| 転入 | 72人(+ 1)  | その他減 | 0人(± 0)    |

( )内は前月比

### 交通事故発生状況

| 区分   | 2月        | 平成26年累計    |
|------|-----------|------------|
| 発生件数 | 128 (+ 9) | 217 (- 22) |
| 人身   | 21 (+ 8)  | 32 (+ 9)   |
| 物損   | 107 (+ 1) | 185 (- 31) |
| 死者   | 1 (+ 1)   | 1 (- 1)    |
| 重傷   | 1 (- 1)   | 3 (+ 1)    |
| 軽傷   | 25 (+ 9)  | 36 (+ 10)  |

( )内は前年比

### 火災・救急状況

| 区分 | 2月         | 平成26年累計    |
|----|------------|------------|
| 火災 | 1 (- 1)    | 2 (± 0)    |
| 救急 | 124 (- 40) | 293 (- 26) |

( )内は前年比

火災発生時での問い合わせ ☎43・6899 まで



# 市民総合体育祭日程が決まりました

☎スポーツ推進課 ☎43・6869

●総合開会式 ▷日時=5月18日(日) 午前9時～11時 ▷場所=城南緑地陸上競技場(雨天の場合は市民総合体育館)  
 ●種目別競技大会 (別表のとおり)  
 ●基準日 ▷種目協会=5月18日(日)▷中学校=5月11日(日)▷小学校=5月31日(土)

| 期 日                                    | 主管団体                                | 会 場                                 |
|--|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 3月23日・30日・4月6日・13日・20日・27日・5月4日(日)     | 軟式野球協会                              | 城南緑地野球場ほか                           |
| 5月10日(土)・11日(日)                        | 中学校体育連盟                             | 市民総合体育館ほか                           |
| 5月11日(日)                               | 卓球協会<br>柔道協会<br>陸上競技協会              | 市民総合体育館<br>市民総合体育館 柔道場<br>城南緑地陸上競技場 |
| 5月11日・25日(日)<br>5月17日(土)               | ソフトボール協会<br>ゲートボール協会                | 元禄スポーツセンター<br>城南緑地 修景場              |
| 5月18日(日)                               | 開会式・市民総合体育祭<br>リレーマラソン大会<br>武術太極拳協会 | 城南緑地陸上競技場<br>城南緑地陸上競技場<br>市民総合体育館   |
| 5月25日(日)                               | 剣道連盟<br>テニス協会<br>サッカー少年団            | 市民総合体育館<br>海浜公園内テニスコート<br>塩屋小学校     |
| 5月31日(土)<br>6月 8日(日)                   | 小学校体育研究部会(小学生陸上記録会)<br>バドミントン協会     | 城南緑地陸上競技場<br>市民総合体育館                |
| 6月15日(日)                               | ソフトテニス協会<br>家庭バレーボール連絡会             | 城南緑地公園テニスコート<br>市民総合体育館             |
| 6月19日(木)<br>6月22日(日)                   | 少林寺拳法協会<br>バレーボール協会                 | 市民総合体育館<br>市民総合体育館                  |
| 6月29日(日)                               | 少女バレーボール連絡協議会<br>空手道協会              | 市民総合体育館<br>坂越地区体育館                  |
| 7月 6日(日)                               | ヨットクラブ<br>グラウンドゴルフ協会                | 坂越湾<br>海浜公園内青空広場                    |
| 7月 6日・13日(日)<br>7月12日(土)・13日(日)        | 少年野球連絡会<br>バスケットボール協会               | 元禄スポーツセンター<br>市民総合体育館               |
| 7月20日(日)<br>7月26日(土)                   | 弓友会<br>囲碁ボール大会                      | 市民総合体育館 弓道場<br>市民総合体育館              |
| 8月 3日(日)                               | 水泳協会<br>ボクシング協会                     | 市民総合体育館 室内プール<br>加里屋北・ボクシングジム       |
| 9月21日(日)                               | ペタンク協会                              | 城南緑地 修景場                            |
| 10月 5日(日)                              | ターゲットバードゴルフ協会                       | 河川敷ターゲットバードゴルフコース                   |
| 11月22日(土)                              | スポーツクラブ21                           | 元禄スポーツセンター                          |
| 11月23日・30日・12月21日(日)<br>平成27年 2月28日(土) | サッカー協会<br>室内カーリング大会                 | 城南緑地陸上競技場<br>市民総合体育館                |

## 第2次赤穂市男女共同参画プランを策定

市では、男女が家庭や地域、職場において男女共同参画の視点を反映させ、その取組を一層進めていくため、第2次赤穂市男女共同参画プランを策定しました。計画期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間としています。

【めざす姿】

- 社会のあらゆる場において男女の人権が保障されるまち
- 職場や地域で男女が対等なパートナーとして責任を担い参画するまち
- 家庭で男女が共に自立し、思いやりの気持ちで互いに助け合うまち

詳しくは、市のホームページをご覧ください。

●問い合わせ先 市民対話課 ☎43・6818

## 市民総合体育祭(第2部)チャレンジスポーツ大会 リレーマラソン大会参加者を募集

- 開催日 5月18日(日) 午前11時10分～午後2時30分(小雨決行)
- 場所 城南緑地陸上競技場
- 対象 市内在住、在勤、在学の人
- 定員 30チーム(1チーム5名から20名でチーム編成)  
※性別・年齢の区別なし
- 参加費 無料
- 内容 ▷陸上競技場(1周400mトラック)内をリレーしながら21.097kmを競う(トラック52周+297m)▷制限時間2時間
- 表彰 ▷記録証と完走証を授与▷上位1位から3位までのチームに表彰状を授与▷男女世界記録突破チーム(全員)に楯を授与※男子世界記録突破は金賞楯(58分23秒)※女子世界記録突破は銀賞楯(1時間5分50秒)
- 申込方法 4月22日(火)までに教育委員会スポーツ推進課まで(☎43・6869)。詳しくは、市のホームページをご覧ください。



# すくすく育て! わが家のホープ



うえだ ようへい  
**植田 陽平** ちゃん

新田

平成24年8月22日生まれ

「お兄ちゃんとなかよくね!!」  
父・哲平さん 母・優希さんより



さかた あいと  
**坂田 藍斗** ちゃん

中浜町

平成24年1月31日生まれ

「元気いっぱい大きくなってね」  
父・裕介さん 母・千枝さんより



さかもと みう  
**坂本 美詩** ちゃん

海浜町

平成25年3月18日生まれ

「元気にすくすく育ててね」  
父・憲造さん 母・美和さんより



## 食育レシピ

### 春のコールスロー



(料理協力: 赤穂市いずみ会)

早春から初夏にかけて出回る春きゃべつは、巻きがゆるいのが特徴。そのため、葉が柔らかく、生でも十分に甘みがあり、加熱する場合も、サッと火を通すだけで口当たりよく仕上がります。見分け方のコツは、できるだけ深く濃い緑色のものを選ぶことです。

#### ■材 料(4人分)

春きゃべつ・・・1/2個(約500g)  
りんご・・・・・・・・・・1/2個  
しょうが・・・・・・・・・・10g  
ゆで卵・・・・・・・・・・1個  
塩・・・・・・・・・・小さじ1/2

#### ドレッシング

酢・・・・・・・・・・大さじ1  
オリーブ油・・・・・・大さじ2  
砂糖・・・・・・・・・・小さじ1  
こしょう・・・・・・・・・・少々

#### ■作り方

- ①春きゃべつは太くて堅い芯は除き、3mm幅のせん切りにし、ボウルに入れる。塩をふり、よくもんでしんなりさせる。
- ②りんごは芯を取り除き、皮ごときゃべつと同じ太さのせん切りにする。しょうがも同様に切る。
- ③①に②を加え、ドレッシングの材料を混ぜてから加え、よく和えて器に盛る。
- ④半分に切ったゆで卵をこしながら、③に彩りよくかける。

#### 一口メモ

- ・材料の太さをそろえると、ドレッシングで和えやすく、見た目も美しくなります。
- ・作ってすぐ食べられますが、一日ねかせた翌日は、味がなじんでさらにおいしくなります。卵は食べる直前に散らしてください。

☎保健センター ☎43・9855

\*1人分栄養素\*  
エネルギー 120kcal

#### ◆表紙の説明◆

【トレックウォークで春を感じる】 3月23日、坂越・尾崎遊歩道を散策する赤穂トレックウォークイベントがあり、市内外から175人が参加しました。坂越・尾崎遊歩道散策コースは約4キロの山道。参加者はウグイスの鳴き声に春を感じながら、心地よい汗を流しました。



- 広報あこは自治会を通じてお届けしています。
- その他、スーパー、コンビニエンスストア、観光案内所(播州赤穂駅)、各地区公民館、市役所にも設置していますのでご利用ください。
- 次回のお覧広報あこは**4月25日(金)**、広報あこは**5月12日(月)**の発行予定です。
- 広報あこは再生紙を使っています。

#### ■編集後記■

桜をはじめ多くの草花が花開き、春の訪れを感じます。4月といえば、進学や就職などが動く季節です。新生活への期待と希望に胸を膨らませている人も多いのではないでしょうか。ご活躍をお祈りします☆  
赤穂市も新年度がスタート

し、平成26年度の主要な施策の概要などを予算特集号でお知らせしていますので、ぜひご覧ください。  
5月号では、ピカピカの一年生を紹介したいと思えます。楽しみにしててくださいね。

㊞